

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第二十四号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則（昭和二十八年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（総則） 第一条 職員の旅費に関しては、職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この人事委員会規則の定めるところによる。 （定義） 第一条の二 この人事委員会規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。 （条例第二条第六号に規定する人事委員会規則で定める者等） 第二条 条例第二条第六号に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者 二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者 三 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者 四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者 五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者 六 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者 七 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨	（総則） 第一条 職員の旅費に関しては、職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号。以下「条例」という。）に定めるものの外、この人事委員会規則の定めるところによる。

物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十五条第一項に規定する貨物利用運送事業者

八 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

九 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百五十九号）第三十一条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（県との契約によりカード等（同法第二条第三項第一号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2| 条例第二条第六号に規定する人事委員会規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（条例第三条第六項に規定する人事委員会規則で定める場合等）

第三条 条例第三条第六項に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第三条第二項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2| 二 条例第三条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第十四条、第十六条第一項及び第十七条第二項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

三 条例第三条第六項に規定する人事委員会規則で定めるものは、条例第二十二条第二項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第七条第一項各号、第八条第一項各号、第九条第一項各号及び第十条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第六条第一項の規定により計算した額と現に支払つた額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第十一条、第十二条、第十四条、第十五条及び第十六条第一項並びに第六条第一

（旅行取消等の場合における旅費）

第二条 条例第三条第五項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。

一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払つた金額で、必要の払いもどし手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額。但し、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれえることができない。

二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払つた金額で、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた額の三分の一に相当する額の範囲内の額

項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

(条例第三条第七項に規定する人事委員会規則で定める事情等)

第三条の二 条例第三条第七項に規定する人事委員会規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 交通事故その他の条例第三条第七項に規定する者の責めに帰することができない事情

二 前条第一項第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2] 条例第三条第七項に規定する人事委員会規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券及び航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及びこの規則の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

(旅行命令簿等の記載事項又は記録事項)

第四条 条例第四条第四項に規定する人事委員会規則で定める事項は、出発地、用務、用務地、帰着地及び旅行期間（これらに類する事項を含む。）とする。

2] 前項に定める事項のほか、旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載又は記録する事項については、各任命権者が別に定めるものとする。

(旅行命令等の変更の申請)

第五条 旅行者は、条例第五条第一項又は第二項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

(旅費喪失の場合における旅費)

第三条 条例第三条第六項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。但し、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。

一 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(旅行命令簿等の記載事項及び様式)

第四条 条例第四条第五項に規定する旅行命令簿等の記載事項及び様式は、別記様式による。

(旅行命令等の変更の申請)

第五条 旅行者が条例第五条第一項又は第二項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を添えてしなければならない。

（宿泊費基準額等）

第六条 条例第十一条に規定する人事委員会規則で定める額は、別表のとおりとする。

2| 条例第十一条に規定する人事委員会規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- 一| 国際会議その他の会議等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- 二| 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

（宿泊手当の定額等）

第七条 条例第十三条に規定する人事委員会規則で定める一夜当たりの定額は、二千四百円とする。

2| 宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- 一| 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の二の額
- 二| 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の一の額

3| 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、第一項に定める額とする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の三分の一の額とする。

4| 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費の算定方法等）

第八条 条例第十四条に規定する人事委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一| 運送業者が家財の運送を行う場合には、

（路程の計算）

第六条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

一| 鉄道 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者の運賃の算出の基礎となつた路程

二| 水路 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業を営む者の運賃の算出の基礎となつた路程

三| 陸路 実測その他信頼するに足る方法により計測又は地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2| 前項第一号又は第二号の規定により路程を計算しがたい場合には、当該各号の規定にかかわらず、前項第三号の規定に準じて計算することができる。

複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、複数の運送業者に見積りをさせることが困難である場合等において、経済的かつ合理的なものを選択したと任命権者が認める場合には、当該方法による運送に要する額を転居費の額とすることができる。

二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

三 旅行者が宅配便を利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額、家用自動車を利用して家財の運送を行う場合には、条例第十条第一項第三号、同項第四号、同条第二項及び同条第三項の例により算出した額並びに当該運送に要する額、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡し家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、条例第十条第一項第二号及び同項第四号の例により算出した額並びに当該運送に要する額をそれぞれ転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものととして第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として人事委員会が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(退職者等の旅費の細則)

第九条 条例第十七条第一項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- 一 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- 二 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族等の旅費の細則)

第十条 条例第十八条に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- 一 職員が条例第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
- イ 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二条第二号に規定する本邦をいう。次号において同じ。）における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- ロ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- 二 条例第三条第二項第三号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族（本邦にある遺族に限る。）の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）
- 2 遺族が前項第一号又は第二号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第二条第五号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（給与の種類）

第十一条 条例第二十四条第三項に規定する人事委員会規則で定める給与の種類は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町立学校職員給与等条例」という。）に規定する給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与条例第十四条の三の規定による手当を含む。）、産業教育手当、定時制通信教育手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当及びへき地手当（市町立学校職員給与等条例第十条の規定による手当を含む。）又はこれらに相当する給与とする。

（通勤手当との調整）

第十二条 旅行者が給与条例第十二条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合で、旅行の経路に当該通

勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（年度経過による区分）

第十三条 移動中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

第十四条 （略）

第七条 （略）

附則の次に次の別表を加える。

別表（第六条関係）

区分	宿泊費基準額
北海道	一三、〇〇〇円
青森県	一一、〇〇〇円
岩手県	九、〇〇〇円
宮城県	一〇、〇〇〇円
秋田県	一一、〇〇〇円
山形県	一〇、〇〇〇円
福島県	八、〇〇〇円
茨城県	一一、〇〇〇円
栃木県	一〇、〇〇〇円
群馬県	一〇、〇〇〇円
埼玉県	一九、〇〇〇円
千葉県	一七、〇〇〇円
東京都	一九、〇〇〇円
神奈川県	一六、〇〇〇円
新潟県	一六、〇〇〇円
富山県	一一、〇〇〇円
石川県	九、〇〇〇円
福井県	一〇、〇〇〇円
山梨県	一二、〇〇〇円
長野県	一一、〇〇〇円
岐阜県	一三、〇〇〇円
静岡県	九、〇〇〇円
愛知県	一一、〇〇〇円
三重県	九、〇〇〇円
滋賀県	一一、〇〇〇円

京都府	一九、〇〇〇円
大阪府	一三、〇〇〇円
兵庫県	一二、〇〇〇円
奈良県	一一、〇〇〇円
和歌山県	一一、〇〇〇円
鳥取県	八、〇〇〇円
島根県	九、〇〇〇円
岡山県	一〇、〇〇〇円
広島県	一三、〇〇〇円
山口県	八、〇〇〇円
徳島県	一〇、〇〇〇円
香川県	一五、〇〇〇円
愛媛県	一〇、〇〇〇円
高知県	一一、〇〇〇円
福岡県	一八、〇〇〇円
佐賀県	一一、〇〇〇円
長崎県	一一、〇〇〇円
熊本県	一四、〇〇〇円
大分県	一一、〇〇〇円
宮崎県	一二、〇〇〇円
鹿児島県	一二、〇〇〇円
沖縄県	一一、〇〇〇円

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正後の職員の旅費に関する規則（以下この条において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年広島県条例第五号。以下「改正条例」という。）による改正後の職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号。以下この項及び第三項において「新条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の職員の旅費に関する条例（以下この項及び第三項において「旧条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を

発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新規則第九条及び第十条の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合には、なお従前の例による。

3 新規則第三条第二項及び第三条の二第二項の規定は、新条例第三条第六項及び第七項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。